

平成 30(2018)年度

第 1 回栃木県公共事業評価委員会

会議結果の概要

栃木県県土整備部技術管理課

平成 30(2018)年度 第 1 回栃木県公共事業評価委員会
会議結果概要

- 1 日 時 平成 30(2018)年 9 月 13 日 (木) 13:10～15:05
- 2 場 所 栃木県公館 大会議室
- 3 出席者 (委員) 池田 裕一 (宇都宮大学 地域デザイン科学部教授)
梅澤 啓子 (栃木県女性団体連絡協議会 副会長)
執印 康裕 (宇都宮大学 農学部教授)
末武 義崇 (足利大学 副学長 工学部長)
堂場 加奈子 (弁護士 栃木県弁護士会)
長谷部 周彦 (栃木県経済同友会)

4 議事案件

栃木県県土整備部所管事業の再評価について (審議案件)

- (1) 道路事業 2 件
(2) 街路事業 2 件
(3) 下水道事業 2 件

5 議 事

県土整備部所管事業の再評価について（審議案件）

○一般国道400号 下塩原バイパス

【栃木県】

道路事業の再評価概要書（資料1-1）により説明。

以下、助言、質疑応答等

【長谷部委員】

1点教えていただければと思います。危険に関しては他の対策で回避されたということですが、一番頭のところに渋滞という話があります。そこについては特にこの区間は影響ないということなのでしょうか。

【栃木県】

1期・2期区間については今後、線形が改良されるので交通は円滑になると考えております。

3期区間については、元々屈曲していたりすれ違い困難なところはございませんでしたので、こちらについても渋滞は発生しないと考えております。

【長谷部委員】

わかりました。

【池田委員長】

よろしいでしょうか。他にございませんか。末武委員どうぞ。

【末武委員】

1番のスライドで「事業進捗状況」のところですが、用地補償費は84%であり、残りがあと16%あり、延伸はあと1年ということですが、それで大丈夫なのでしょうか。

【栃木県】

こちらにつきましては、起業地としての用地買収は全て完了しております。ただ、第2トンネルを掘削している途中で発生した湧水に起因する補償が少し残っております。

【末武委員】

7番目のスライドに「3期工区は休止とし」とあります。今回は休止ということですが、休止ということは、場合によっては元々の案が復活する可能性もあると読み取れます。今回のプロジェクトの本質的な話ではないのですが、こういう場合を想定して現在休止の状態にしてい

て、もしこういうことが起これば当初の案で進める可能性もある、ということではないかと思いますが、その辺を教えていただきたい

【栃木県】

現在の一連の事業期間の中では、こちらについてはやる予定はないと考えております。ただ、将来にわたって一部規制解除した区間の山の状況等が変化したときには、トンネル案が復活しないということではないと思っております。少なくとも現在の状況では問題がないと考えておりますので、一連の事業期間の中ではやるつもりはございません。

【末武委員】

そうしますと、休止という言葉に余り捉われる必要はなくて、基本的にはこれはなしだが、もうやらないと宣言してしまうと復活できなくなるからと。その程度の意味だと受け止めておけばいいということですか。

【栃木県】

はい。地元に対しても、「中止」という言い方をしますとかなり強い印象を与えてしまうということも配慮して、「休止」という言い方をしております。

【末武委員】

わかりました。どうもありがとうございます。

県土整備部所管事業の再評価について（審議案件）

○主要地方道宇都宮向田線 平出板戸工区

【栃木県】

道路事業の再評価概要書（資料1－2）により説明。

以下、助言、質疑応答等

【池田委員長】

それでは、今の説明に対しまして御質問等がありましたらお願いします。いかがでしょうか。

道路部分は4車線化するが、橋梁部分は2車線のままということですね。

【栃木県】

はい。

【池田委員長】

流れがスムーズになるというより、入ってくる車をなるべくたくさん受け入れられるように4車線化したという理解でよろしいですか。

【栃木県】

はい、そういうことでございます。

県土整備部所管事業の再評価について（審議案件）

○宇都宮都市計画道路3・2・101号大通り外1路線

【栃木県】

街路事業の再評価概要書（資料2-1）により説明。

以下、助言、質疑応答等

【末武委員】

ちょっと教えていただきたいのですが、1・2・3と3つ工区があって、1期工区の一の沢工区については既に供用開始しているということによろしいですね。

【栃木県】

はい。

【末武委員】

この路線図の中で、1・2・3の順番はどのようにして決まってきたのでしょうか。

【栃木県】

先ほど主要渋滞ポイントがあることを御説明しましたが、最初に緊急性の高い主要渋滞ポイントの作新前交差点と宇都宮環状線交差点の改良に取り組みました。結果として、1期工区は飛び工区となりました。

【末武委員】

桜2丁目交差点のあたりも渋滞ポイントになっているようですが、こちらが後回しになったのは、当初から用地等が難しいと予想されて後に回ったという理解でよろしいですか。

【栃木県】

2期工区は、1期工区で取り組んだ2箇所の交差点改良部を除いた箇所で、事業を進め、最後に3期工区として桜工区の整備を行いました。

【栃木県】

その他に、桜工区の大通りは変則で3車線ございます。護国神社のあたりは2車線でしたので、その辺も考慮して、護国神社前の交差点や駒生町の交差点前後の箇所を2期工区として着手いたしました。

【末武委員】

わかりました。どうもありがとうございます。

【池田委員長】

他にございませんか。

では私から1点。費用便益分析の表があったと思いますが、全体事業費の費用便益比は1.1になっています。歩道橋等を入れて変更した後これになったということですが、変更前はどのくらいだったのでしょうか。

【栃木県】

歩道橋の事業費は1億2,000万円で、今回の全体事業費に占める割合は少ない金額になっています。

費用便益比が1.1と少ない数字となっておりますのは、用地補償の対象箇所が非常に多く、かつ、市街地の事業ということもあって用地補償・取得に多く費用がかかってしまうところがございます。費用便益比については前回と余り変わらないということでございます。

【池田委員長】

では歩道橋が入ったために大きく変わったのではなく、そもそも市街地の道路事業なのでこの程度だったということですか。

【栃木県】

はい。

県土整備部所管事業の再評価について（審議案件）

○矢板都市計画道路3・4・8号片岡西通り

【栃木県】

街路事業の再評価概要書（資料2-2）により説明。

以下、助言、質疑応答等

【執印委員】

変更は、それでいいと思います。

ちょっと差し障りがあるかもしれませんが。未買収の1件があるということですが、そこは分断とかということではなくて、完全を買収しないと事業が成り立たないところなのでしょうか。変更だと、ボックスカルバートで買収しなくても大丈夫ということでしたが。

【栃木県】

ボックスカルバートの構造に見直しますのは、居宅をかけないようにというところに配慮してのもので、事業を進めていくに当たり、この方の用地については御協力いただかないと事業を進めることができないこととなりますので、用地協力は引き続きお願いしていきたいと考えております。

【執印委員】

了解です。私はこれ以外にもう1件あるのかなと思ったので、それは大変だなと思いました。が、わかりました。

【池田委員長】

よろしいでしょうか。他にございませんか。どうぞ。

【末武委員】

確認させていただきたいのですが。事業費のことですが、用地買収の面積が減った分、用地については若干減額されているが、カルバートを設置することによって全体の事業費はアップしている、こういう理解でよろしいでしょうか。

【栃木県】

はい、そのとおりです。

【執印委員】

ありがとうございます。

県土整備部所管事業の再評価について（審議案件）

○巴波川流域下水道

【栃木県】

下水道事業の再評価概要書（資料3-1）により説明。

以下、助言、質疑応答等

【末武委員】

事業費のことで教えていただきたいのですが、今回、計画が縮小されて、その分減額できたということで、節約できるので大変ありがたいことだと思いますが、費用の節約に関わる内訳をお聞きしたい。スライド5で計画処理面積から水処理施設まで数字が並んでいますが、事業費は全体で元の計画の96%ぐらいになっていると思います。処理面積が98%に対して、例えば水処理施設だと67%ということですよ。数字が減っているのがものによって違うのですが、一番事業費に関係してくるのは計画処理面積ということになるのでしょうか。水処理施設が3分の2に減ったということは、もっと減額できる可能性もあるのかなと単純に思ったので、そこを教えてほしいと思いました。

【栃木県】

これまでの事業の進捗部分が、数字を算出する上でかなり影響してくる部分です。こちらの施設は88%が完了しています。一番効いてくるのは、水処理施設の池の数を4池減らすことによって事業費を減らすことができますが、既に完了している部分が大半を占めておりますので、そちらの影響で、それほど割合で事業費が削減できるものではありません。

【末武委員】

池の数で単純に決まるものではなくて、最初に着工したところで、初期投資というか最初にお金がかかる部分が結構ある、そういう理解でよろしいのですね。

【栃木県】

はい、そのとおりです。

【末武委員】

わかりました。どうもありがとうございます。

【池田委員長】

他にはございませんか。どうぞ。

【長谷部委員】

処理する量が減ったので縮小するということだと思いますが、例えば計画処理人口みたいなものはどのように算出されているのか。10年で2万人減っているという話ですが、ここから10年でどうなるみたいな話もあるじゃないですか。推計なのか、どう算出されているのか教えてください。

【栃木県】

今後 10 年先の推計値をもとに、計画処理人口については算定しています。

【長谷部委員】

わかりました。10 年前の時点と今の時点で比べると、推計を上回るレベルで、今回、処理すべき人口が減ったと考えればいいのですね。

【栃木県】

はい、そのとおりです。また、節水型トイレの普及によって 1 人当たりの出す汚水量も減ってきており、それらも総合的に減る傾向を示す要因でございます。

【長谷部委員】

わかりました。

【池田委員長】

これは前回は平成 20 年度なので、大体 10 年おきに見直しが入るという理解でよろしいですか。

【栃木県】

再評価としては 10 年という期間がございまして、下水道事業の見直しについては上位計画に沿った形で必要な見直しを適宜行いますが、7 年前後で下水道事業については見直しを行っている状況です。

【池田委員長】

見直しをかけると多分また完了年度が前倒しになって、次に何年かたって見直しをかけると前倒しになってという、どこかでうまく完了してしまうみたいなことでしょうか。

【栃木県】

その可能性は非常に高いと思っています。過剰な整備をしないようにというのは、注意しながら事業を進めているところでございます。

県土整備部所管事業の再評価について（審議案件）

○北那須流域下水道

【栃木県】

下水道事業の再評価概要書（資料 3－2）により説明。

以下、助言、質疑応答等

【執印委員】

どうもありがとうございました。事業の投資効果のスライド7枚目に環境基準値（BOD）が書いてあります。これは2.0で、前の案件は5.0でしたが、河川によって目標とする値が違っているのですか。

【栃木県】

はい。河川の流域ごとに、そこで設定している環境基準の値に違いがございます。

【執印委員】

なるほど。私は素人でよくわからなかったのですが、それはどのようにして決めるのですか。

【栃木県】

水質汚染防止法というものがございまして、そちらに基づき排水基準を県の条例で定めるところとしております。巴波川流域についてはBOD値5.0mg/L以下という基準で、北那須の蛇尾川についてはBOD値2.0mg/Lで、県北のほうが基準が厳しい状況でございます。

【執印委員】

もう1点は用語のことです。「事業の進捗状況」のスライドで、流域下水道の場合は管渠の延長で整理していますが、下の流域関係公共下水道は管渠面積とあります。延長ではなくてなぜ面積なのですか。同じ管渠であれば線のような気もしますが、何か使い分けがあるのですか。

【栃木県】

公共下水道事業は市町が実施している事業です。公共下水道事業には、最終の処理場を持っているタイプと、持たずに県の流域に接続して処理を完了させるタイプの2つがございます。今回のグレイで着色してあるところ及びピンクで着色しているところは計画の区域を示しております。ここに各個人からの下水を受け入れる管網が整備されており、こちらについては面積で表します。県については、特定の接続ポイントでその水を受け入れるということですので、流域下水道については管渠の敷設延長という形で使い分けをしています。

【執印委員】

何となくわかりました。ありがとうございます。

【池田委員長】

よろしいでしょうか。

【執印委員】

はい。

【池田委員長】

市町でやることには、県としては特に関与していないということですね。

【栃木県】

市町の計画と県の計画は当然リンクさせる形で調整して計画を進めております。

【池田委員長】

ピンクのところの工事は市町でやっていただき、県でお金を出してということではない、という理解でよろしいですか。

【栃木県】

一般的に、国の補助を活用して市町が事業を進めています。

意見の取りまとめ

【池田委員長】

まず道路事業「一般国道 400 号下塩原バイパス」について、県の対応方針（案）に対する御意見がありましたらお願いします。どうぞ。

御意見がないようですので、委員会としては、県の方針どおり「対応方針（案）のとおり事業を継続する」としてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【池田委員長】

ではそのようにさせていただきたいと思います。

次は、道路事業「主要地方道宇都宮向田線 宇都宮市平出板戸工区」について、何か御意見がありましたらお願いいたします。

特に御意見がないようですので、委員会としては、県の方針どおり「対応方針（案）のとおり事業を継続する」こととしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【池田委員長】

ありがとうございます。

次に、街路事業「宇都宮都市計画道路 3・2・101 号大通り外 1 路線 宇都宮市一の沢、駒生、

桜」について、県の対応方針（案）について御意見等がございましたらお願いいたします。

特に御意見がないようですので、委員会の意見としては、県の方針どおり「対応方針（案）のとおり事業を継続する」としてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【池田委員長】

次に、街路事業「矢板都市計画道路3・4・8号片岡西通り 矢板市片岡」について、県の対応方針（案）に対する御意見等がございましたらお願いします。特にございませんか。

では、御意見がないようですので、委員会としては、県の方針どおり「対応方針（案）のとおり事業を継続する」としてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【池田委員長】

次に、下水道事業「巴波川流域下水道」について、県の対応方針（案）について御意見等がございましたらお願いします。特にございませんか。

では、委員会の意見としては、県の方針どおり「対応方針（案）のとおり事業を継続する」としてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【池田委員長】

最後に、下水道事業「北那須流域下水道」について、県の対応方針（案）に対する御意見等がございましたらお願いします。特にございませんか。

では、委員会としての意見の取りまとめとしては、県の方針どおり「対応方針（案）のとおり事業を継続する」ことが妥当としてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【池田委員長】

それでは、ただいまの内容を委員会の意見として栃木県知事に報告いたします。

以上をもちまして本日の議事は終了いたします。